

広島市告示第363号
令和7年7月17日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	廃 止 年 月 日
	名 称	所 在 地		
田中 博	田中鍼灸接骨院	広島市安佐南区祇園一丁目8番1号	柔道整復	令和7年5月14日